

千葉県指定居宅サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について必要な事項等を定めることにより、的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、定期的に行う検査とする。

(2) 特別検査

指定等取消処分相当の事案が発覚した場合に行う検査とする。

(検査対象)

第3条 検査計画及び検査対象は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般検査

毎年度策定する実施計画に基づき選定した指定居宅サービス事業者等

(2) 特別検査

指定事業所の指定等取消処分相当の事案が発覚した指定居宅サービス事業者等

(検査方法等)

第4条 一般検査及び特別検査は、次の方法により行うものとする。

(1) 一般検査

ア 業務管理体制の整備状況について、指定居宅サービス事業者等業務管理体制一般検査調査票（様式第1号）により指定居宅サービス事業者等から報告等を求める。

イ アの報告等の内容に不備が認められた場合には、指定居宅サービス等事業者の従業者に出頭を求め、改善を求める。

ウ イにおいて改善が見込まれない場合には、当該指定居宅サービス事業者等の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

エ 立入検査は、介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077号老健局長通知）を踏まえ、次により行うものとする。

(ア) 立入検査の通知

立入検査の対象事業者を決定したときは、あらかじめ検査の日時、場所、検査担当者、根拠法令等を文書等により当該指定居宅サービス事業者等に通知するものとする。ただし、業務管理体制の的確な実態把握のために必要と認める場合においては、立入検査時に通知するものとする。

(イ) 立入検査結果の通知等

- a 立入検査の結果、改善を要すると認められた事項については、文書によりその旨を通知するものとする。
- b a で通知した事項について、期限を付して文書により報告を求めるものとする。

(ウ) 行政上の措置

立入検査の結果、行政上の措置を行う必要があると認められた場合には、指定居宅サービス事業者等に対して、文書により次に掲げる措置につき、それぞれ定めるところにより行うとともに、期限を定めて、是正内容についての報告を求めるものとする。

a 勧告

法第115条の3第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、対象事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。この場合において、勧告を受けた対象事業者が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

b 命令

a の勧告を受けた指定居宅サービス事業者等が、定められた期限内に、正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、命令したときは、その旨を公表しなければならない。

(2) 特別検査

指定居宅サービス事業者等の指定等取消処分相当の事案が発覚した場合には、当該事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。この場合において、当該事業所の本部等への立入検査の実施手続きは、第1号エの規定を準用する。

(3) 命令違反に係る対応

第1号エ(ウ) b の命令(前号の規定により、検査に準用される場合も含む。)に違反したときは、当該違反の内容を関係都道府県知事等に通知するとともに、他の事業所等の指定(許可)・更新の拒否に該当する旨、併せて通知するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。